

令和 8 年度第 3 回（令和 8 年 8 月 1 9 日）行財政改革推進本部提案

☒審議 ☐報告 ☐その他

担当部・課：総務部行政経営課 [内線 4 1 7 3]

1 件名

第三セクターの経営状況等について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

第三セクターに関する指針（以下「指針」という。）に基づき、指針の対象となる第三セクターから、年 1 回経営状況に関する書類の提出を求め公開することとしている。

また、経営健全化に向けた取組を要すると判断された法人については、速やかに抜本的改革を含む経営健全化の検討及び方針を策定する必要がある。

【目的】

第三セクターの財務状況等、主要事業の成果及び課題を明らかにし、事業活動及び経営状況の透明性の向上を図るとともに、指針の抜本的改革を含む経営健全化が必要となる対象法人に該当する第三セクターについては、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに策定された経営健全化方針に基づいて取り組むことにより、経営の健全化を図る。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令： ☒有 ☐無】**

第三セクター等の経営健全化等に関する指針

【総合計画の位置付け： ☐有 ☒無】**【個別計画の位置付け： ☐有 ☒無】****4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

平成 2 5 年	3 月	指針策定
平成 2 5 年	8 月	指針一部改正
平成 2 6 年	1 月	専門委員による評価・検討（対象 3 法人）
平成 2 6 年	3 月	専門委員から市長に「第三セクター等の評価・検討に関する報告書」提出
平成 2 6 年	7 月	改革に向けた取組方針及び実施計画（H 2 6 ～ H 2 8）の策定（対象 3 法人）
平成 2 8 年	5 月	指針一部改正
平成 2 9 年	1 月	実施計画（H 2 9 ～ R 1）の策定（対象 3 法人）
※平成 2 7 年～		（年 1 回）：取組状況調査票の提出（対象 3 法人）
平成 3 0 年 1 1 月		指針一部改正
平成 3 1 年 3 月		改革に向けた取組方針及び実施計画（R 1）の策定（対象 1 法人）
令和 4 年 4 月		指針一部改正

5 主な内容

- ・財務諸表の経年比較やキャッシュ・フローの把握による経営状況の確認、P D C Aサイクルによる法人の自律的問題解決に対する取組状況の確認を行う。
- ・指針に定められている「抜本的改革を含む経営健全化に向けた取組」に該当するかどうかを判断し、該当する場合は、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。
- ・経営健全化方針を策定した第三セクターについては、方針に基づく実施内容及び得られた成果、今後の取組予定を確認する。
- ・令和7年度決算では、指針の抜本的改革を含む経営健全化が必要となる対象法人に該当する第三セクターはなかった。

■第三セクターに関する指針に示す対象法人一覧

要 件		法 人
(1)	一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の <u>25パーセント以上</u> を出資している法人	①公益財団法人石巻地域高等教育事業団 ②株式会社かほく・上品の郷 ③一般社団法人おしかパブリックサービス ④公益財団法人慶長遣欧使節船協会 ⑤一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター ⑥株式会社街づくりまんぼう
(2)	一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、その <u>経営に実質的に主導的な立場を確保している</u> と認められる法人	⑦石巻産業創造株式会社
(3)	一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の25パーセント未満を出資している法人で、 <u>市が貸付、損失補償等の金融支援を行う法人</u>	⑧網地島ライン株式会社

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

各法人の経営状況等を確認することにより、第三セクターについての適正な評価や経営健全化に向けた取組を実施することができる。

7 他の自治体の政策との比較検討

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年9月 情報公開シート等の市HPへの掲載及び情報公開コーナーへの配架

9 その他